

平成23年度第1回大阪府環境審議会野生生物部会

平成23年7月21日（木）

（午後3時00分 開会）

【司会】 それでは、定刻を過ぎましたので、ただいまより大阪府環境審議会野生生物部会を開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきますのは、環境農林水産部動物愛護畜産課の小菌でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の部会は、大阪府情報公開条例に基づきまして公開で行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、環境農林水産部動物愛護畜産課長の中島からあいさつ申し上げます。

【中島課長】 本日はどうもご苦労さまでございます。ただいまご紹介いただきました大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課長の中島でございます。

平成23年度第1回大阪府環境審議会野生生物部会の開催に当たり、一言ごあいさつさせていただきます。

委員の皆様方にはご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。また、平素から府政各般、とりわけ鳥獣保護行政に格別のご指導、ご協力をいただきまして、この場をおかりいたしまして厚くお礼申し上げます。

大阪府におきましては、第10次の鳥獣保護事業計画等を柱といたしまして、野生鳥獣の適切な保護と管理を推進するための各種の施策を展開しているところでございます。しかしながら、シカ、イノシシ等、野生鳥獣による農林水産業や生活環境などへの被害が府内各地で発生しておりまして、捕獲の担い手であります狩猟者の確保等、様々な課題がございます。

本日は、23年度で計画期間が終了いたします鳥獣保護事業計画、シカ保護管理計画及びイノシシ保護管理計画の3計画の変更につきまして、大阪府から環境審議会へ諮問をいたすということにしております。なお、今回ご審議いただく事項に関しましては、大阪府環境審議会野生生物部会運営要領第3条、第5項の規定によりまして、本部会での決議をもって審議会の決議とするということになっております。後ほど担当者からご説明申し上げますが、これらの計画は、24年度から28年度までの5年間におきます鳥獣行政の基本的な

事項を定める大変重要な計画でございます。委員の皆様方におかれましては、ご忌憚のないご意見、ご提言をいただきますようお願い申し上げまして開会のごあいさつとさせていただきます。

なお、私のほうが、例の福島原発の絡みで、東北なり関東から稲わらが大阪府に入ってきていないかということの結果につきまして、これから報道提供の準備ということになりますので、ご諮問させていただいてから、ちょっとしばらくの間、席を外させていただきますことをご了解願いまして、本日はよろしくお願い申し上げます。

【司会】 次に、資料の確認をさせていただきます。

(配付資料確認)

【司会】 続きまして、前回の野生生物部会以降に新たにご就任いただいた委員2名の方をご紹介します。

まず、中央向かって左手側、阪口委員でございます。

【阪口委員】 よろしく。

【司会】 1人飛びまして、高柳委員でございます。

【高柳委員】 京都大学の高柳です。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 その他のご出席いただいている委員につきましては、お手元にお配りしております配席表にお名前を記しておりますので、ご紹介は省略させていただきます。

なお、本日の委員の出欠状況でございますが、森下委員、森本委員の2名は、他の用務と日程が重なり、ご欠席されております。あと、まだ、ちょっとお越しになっておりませんが、鳥居委員のほうが後ほど出席される予定でございます。そうしますと、本日の出席委員でございますが、委員定数9名のうち7名の方のご出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会野生生物部会運営要領第3条第2項の規定に基づきまして本部会が成立していますことをご報告申し上げます。

それでは、続きまして、本日は諮問事項が3件ございますので、資料1-1、資料2-1、資料3-1により、大阪府から環境審議会に諮問させていただきます。

【中島課長】 それでは、私の方から知事に成りかわりまして諮問させていただきます。

大阪府環境審議会会長 奥野武俊様

大阪府知事 橋下徹

大阪府鳥獣保護事業計画の変更（第11次計画の策定）について（諮問）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づき、大阪府鳥獣保

護事業計画の変更（第11次計画の策定）について、貴審議会の意見を求めます。

よろしく願いいたします。

続きまして、

大阪府環境審議会会長 奥野武俊様

大阪府知事 橋下徹

大阪府シカ保護管理計画の変更（第3期計画の策定）について（諮問）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第7項において準用する第4条第3項の規定に基づき、大阪府シカ保護管理計画の変更（第3期計画の策定）について、貴審議会の意見を求めます。

よろしく願いいたします。

続きまして、

大阪府環境審議会会長 奥野武俊様

大阪府知事 橋下徹

大阪府イノシシ保護管理計画の変更（第2期計画の策定）について（諮問）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第7項において準用する第4条第3項の規定に基づき、大阪府イノシシ保護管理計画の変更（第2期計画の策定）について、貴審議会の意見を求めます。

よろしく願い申し上げます。

【司会】 それでは、これ以降の議事につきましては、石井部会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【石井部会長】 皆さんこんにちは、大阪府大の石井です。どうぞ議事にご協力よろしく願いいたします。

本日は3件の審議ということで、先ほど承りました3計画の諮問についてご議論をいただきたいと思います。

それでは、順番として、まず、大阪府鳥獣保護事業計画第11次、それから、続いて、まず、1件ずつやっていきたいと思っておりますけれども、大阪府シカ保護管理計画（第3期）、それから、続きまして、大阪府イノシシ保護管理計画（第2期）と、このような順番でやらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず、事務局の方から、大阪府鳥獣保護事業計画第11次についてご説明をお願いいたします。

【事務局】 動物愛護畜産課野生動物グループの石原でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、大阪府鳥獣保護事業計画第11次についてご説明いたします。

失礼して座らせていただきます。

資料1－2という横長の資料をご覧くださいませでしょうか。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、鳥獣保護法でございますが、これに基づき、環境省は、鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針、長いですけど、基本指針と言っております、これを定めることになっております。また、都道府県は、この基本指針に則して鳥獣保護事業計画を定めるということになっております。現在、国におきまして基本指針の変更作業を進めておられまして、各府県は、この変更された基本指針に則して鳥獣保護事業計画を策定する必要がございます。

先週、7月13日でございますが、国の中央環境審議会野生生物部会というものが開催されまして、本部会の石井部会長も委員になっておられますが、ここで基本指針の変更案が了承されました。変更された基本指針の告示は、来月中にとお聞きしております。本来なら、この変更告示があってから大阪府の鳥獣保護事業計画の策定作業がスタートするわけでございますけれども、年度内に作り上げないかんというスケジュールの関係から、先行して進めさせていただいております。

資料1－2に基本指針の変更点を書いております。大きな変更点、主な変更点は4点でございます。順番にご説明させていただきますと、1つ目が、生物多様性の保全でございます。鳥獣の保護管理は、生物多様性の保全において重要で、生物多様性基本法や、昨年10月に開催されたCOP10の成果を踏まえて推進すべきものであり、また、外来生物対策においても重要な役割を果たしているということが明記されました。

2つ目が、特定鳥獣の保護管理の推進でございます。1項目目としまして、鳥獣保護区における農林業被害対策のための捕獲を適切に実施することということが明記されました。2項目目は、農林業被害の防止の目的で、狩猟免許を有しない農林業者が、みずからの事業地内において、囲いわなを用いて有害鳥獣を捕獲することを認めることができるという記述が追加されました。これは、現在、狩猟期間においてのみ認められております囲いわなを有害鳥獣捕獲として許可することにより、年間を通じた捕獲を可能にするというものでございます。3項目目でございますが、法人が複数人により銃器を使用しない有害鳥獣を捕獲行う場合は、その従事者の中に狩猟免許を有しない者を含むことを認めるという

旨の記述が追加されました。これは、現在、特区制度で認められておるものを基本指針に記述することによって、全国展開するものでございます。

3つ目でございますが、感染症への対応でございます。高病原性鳥インフルエンザ対策など、感染症対策は生物多様性保全にも寄与するとともに、社会的、経済的なニーズも大きいことから、積極的に推進すべきとされております。

4つ目が、その他でございます。1項目目は、愛玩のための飼養目的での捕獲でございます。これは、13日の基本指針の変更が了承されたというので、ニュースでも大きく報道されましたが、愛玩のための飼養目的での捕獲については、現在メジロのみが許可対象となっておりますが、密猟を助長するおそれが指摘されていることから、原則として許可しないこととし、今後、廃止を検討するとなっております。2項目目でございますが、これは傷病鳥獣救護の基本的対応でございます。救護に当たっては、收容すべき目的や意義を明確にし、これらを踏まえ、收容すべき鳥獣種の選定等を検討すべきとされております。

以上が環境省の基本指針の主な変更点でございます。

続きまして、諮問内容についてご説明をさせていただきます。

1－2の資料の右側が、基本指針の変更を受けた大阪府の鳥獣保護計画の変更案でございます。

鳥獣保護事業計画に記載すべき事項は、ここにありますように、1から9まで、基本指針の中で細かく定められておりまして、それに沿って計画をつくっております。今回の基本指針の変更を受けまして、本府の鳥獣保護事業計画変更の論点は大きく4カ所ございます。基本指針の変更点と、対応する鳥獣保護計画案を矢印で示しておりますので、ご説明させていただきます。

まず、全体に主要な計画事項についてご説明をいたします。下線を引いておりますところが主要な点でございます。

1番の、鳥獣保護事業計画の計画期間でございますが、これは平成24年4月1日から29年3月31日までの5カ年でございます。

2の、鳥獣保護区特別保護地区及び休猟区に関する事項でございますが、計画期間内に鳥獣保護区の区域拡大を1カ所予定いたしております。これは、現在、阪南市に指定しております紀泉高原鳥獣保護区を岬町域へ指定拡大を図ろうとするものでございます。指定の具体的な予定は平成26年と考えておりまして、実際の指定時には、再度、本部会でご審議をいただくということになっておりますので、ここでの詳細な説明は省略をさせていただきます。

できます。

また、指定期間が満了する鳥獣保護区につきましては、更新して指定をする予定でございます。また、保護区の指定に当たりましては、基本指針に沿いまして、農林業被害対策のための捕獲を適切に実施することによって、関係者のご理解を得られるよう努めてまいりたいと考えております。

4の鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取の許可に関する事項でございますが、2項目目が論点の1つでございます。基本指針では、農林業被害の防止の目的で、狩猟免許を有しない農林業者が、自らの事業地内において囲いわなを用いて有害鳥獣捕獲をすることを認めるという記述が追加されたわけでございます。しかし、環境省からは、地域の実情に応じて、都道府県が認めるかどうか判断すべきだというようなご説明も受けております。このことについて検討いたしました。大阪府の場合、非常に狭い府域の中で、非常に高度な土地利用がされているという状況もございまして、安全確保という観点から、本府におきましては、従来どおり、免許を有しない者の有害鳥獣捕獲は認めないということできたいと思っております。

3項目目が、論点の2つ目でございます。基本指針では、法人が複数人により銃器を使用しないで有害鳥獣捕獲を行う場合において、その従事者の中に狩猟免許を有しない者を含むことを認めるという記述が追加されました。これも、免許のない方がそういう中に入ると、その方に許可を出すということは、安全確保の観点から、やはり問題であるということで、従来どおり、狩猟免許を有しない方は従事者の中には含めないということで計画をいたしております。

3項目目が論点の3つ目でございます。基本指針では、愛玩のための飼養目的での捕獲については、原則として許可しないこととし、今後、廃止を検討するという事になっております。ちょっと追加資料をごらんいただきたいんですが、名簿の後についておりますが、2枚物の資料でございます。府下のメジロの捕獲許可をどれぐらい出しているかというものです。一番右下でございますが、22年度の許可件数、これは各事務所と本庁で出しておりますが、55件を許可して、そのうち、とれたもの42羽とれたということになりますが、55件の許可をしております。この件数、19年からずっと書いておりますが、年々減ってきております。過去には、もっと、100を超えておりましたが、どんどん減ってきて、今は55件という状況でございます。

その裏のページでございますけど、市町村別のメジロの使用登録件数を書いてございま

す。一番下の右下でございますが、22年度末現在で283羽、これは件数ですが、1羽に1つずつ許可を出しますので、283羽のメジロが府下で飼われておるという状況でございます。

こういう許可件数が年々減ってきているということもありまして、この際、本府といたしましては、基本指針にある原則として認めないという、その「原則」という文言をとってしまいまして、愛玩のための使用を目的とする捕獲は認めないということでやりたいと思っております。

5の、特定猟具使用禁止区域（銃器）に関する事項でございますが、新規指定が1カ所、区域拡大を1カ所、期間が満了するものについては更新する予定でございます。

6の、特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項でございます。これは後ほど議題としてご審議いただきますので、少しご説明を省略させていただきますが、シカ、イノシシについて、継続して保護管理計画を策定するというにいたしております。

次の、9の、その他鳥獣保護事業の実施のための必要な事項でございますが、1項目目が、論点の4つ目でございます。指針では、傷病鳥獣救護に当たっては、收容すべき目的や意義を明確にし、これを踏まえ、收容すべき鳥獣種の選定等を検討すべきとされました。このため、府の鳥獣保護事業計画でも、傷病鳥獣への対応につきましては、救護する鳥獣種は、原則として農林水産業や生活環境被害の原因となっているものは除いていこうと。片一方で駆除をしておって、片一方で助けるというのは、やはり矛盾しておりますので、こういうものは救護の対象から基本的には除くとしております。

2項目目でございますが、感染症への対応でございます。昨年度、全国各地で家禽や野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出され、大きな社会問題となりました。本府におきましても、水鳥の集まる場所ですとか、そういうところを巡視を強化してきたところでございます。また、死亡野鳥の検査をやってまいりまして、今後も、大阪府高病原性鳥インフルエンザ防疫対策要領というものを作っておりますが、こういうものに基づきまして、動物由来感染症へ、迅速かつ的確に対応してまいりたいと考えております。

資料1-3が、第1次鳥獣保護事業計画の本体でございますが、案の本文でございますが、非常に長いので、ちょっと説明は省略させていただきます。今、申し上げましたことが主な概要でございます。新旧対照表もつけておりますが、ご覧いただけたらと思います。

以上で、第11次の大阪府鳥獣保護事業計画についてのご説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

【石井部会長】      どうも、石原補佐、ありがとうございました。

ということで、主な変更点についてご説明いただきました。

本文については、あらかじめ多分お送りいただいているので、ご覧になっていただいているかなと思うんですけども、きょうの審議ですけども、ここで承認ということではなくて、忌憚のないご意見をいただいて、それを反映して、できたら、第2回で、また議論できればと思っております。

それでは、お気づきの点等がございましたら、ご意見、ご質問あったらお願いいたします。いかがでしょう。どうぞ。

【又野委員】 まず、1番気になっております愛玩の飼養目的の捕獲を認めない、ここに、登録件数とか、飼養件数とか、書いていただいていますけど、これは表に出てきた数字であって、きっと氷山の一角であろうと。飼い鳥になるためには、やっぱりなつかせるために犠牲になっている野鳥も大変多いと思いますし、最後に残されたメジロを認めないということで、もう言い逃れができないという、密猟者に対してすべての鳥はとってはいけませんよということの姿勢がこれで打ち出せますし、ぜひ、これは認めないということで、国より一歩進んでお願いしたいと思います。

【石井部会長】 まさに国より一歩進んでと。じゃ、大阪の方針で又野委員はよろしいということですね。

【又野委員】 はい、お願いします。

【石井部会長】 この件、いかがですかね。なぜメジロかというのはあるんですけど、その前は何種類かあったんですね。だんだん絞られてきて、最後にメジロが残ってきたわけなんですけど、そのメジロについても、環境省の方針では、今後は認めない方針でいこうと、大阪府は、その方針をさらにいって、認めないと断言するという、そうですね。ありがとうございます。

ほかの観点で結構ですが、いかがでしょう。

【又野委員】 いいですか。

【石井部会長】 どうぞ。

【又野委員】 ちょっと鳥で力が入って。鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項で、前までは、狩猟鳥の減少を防ぐためとか、そういう……。

【石井部会長】 資料1-4ですかね。

【又野委員】 きちっとした明記がありましたね。対比表の10ページですかね。昔というか、10次のときは、狩猟鳥の増殖を図るためという言葉があって、今回はそれが全部と



れて、絶滅のおそれのある鳥獣、この目的もすばらしいと思うんですね。これもすごい前進だと思うんですね。それで、ちょっとお尋ねしたいのは、キジの放鳥というのはなくなったのかどうかと、それと、キジって別に絶滅危惧種でも何でもないですし、今、一番絶滅のランクが高いので、増殖、私はちょっとそこにひっかかる場所はあるんですけど、ウズラなんかほとんど見ない、絶滅しているに近いような感じですけども、今後、キジということは放鳥はないのかどうかと、それから、人口増殖して、放鳥とか放獣とかする、具体的な、ちょっと何かこういうのはどうかなという案があるのかどうか、その辺、教えていただけたら。

【石井部会長】 いかがでしょう。

【事務局】 キジの放鳥は、平成20年度まで実施しておりましたが、それからいろいろ事情がございまして、一番大きいのは予算的な面でございますけど、平成20年度で一応中止をしたと、廃止じゃなくて、中止をしたという形になっております。

【又野委員】 今後もない？

【石井部会長】 はい。

【事務局】 猟友会さんの方からは、これは継続すべしということでいろいろご意見をいただいておりますが、国の基本指針の中にも、地域間個体といえますか、今、移入種がかなり問題になっておりますが、同じ国内のキジでも、よその地域のものはできるだけ持ってくるなというようなことも書いてございます。そういうことからして、予算がないのもあれですけども、やむを得ない措置かなということで、現在、中止という形をさせていただいております。

【石井部会長】 はい。

【阪口委員】 今、石原さんからおっしゃったら、僕にしたら言い逃れであって、ずっとやってきたわけで、現に、日本中でキジの放鳥が実質行われていないのは、大阪だけなんです。沖縄は、例の、ひなのうちにマングースに食われてしまうので、実質、放鳥はできない条件がある。できる条件下にあってできないのは、日本全国で大阪だけなんです。これは非常に嘆かわしいことで、いろいろお願いもしたんですが、予算がないということで、我が猟友会も金がないんですけども、21年度、わずか25万の予算でやったんですけども、残念ながら赤字を100万以上作ってしまいまして、会員減少による会費収入減ということで、今期は全くその予算は立てておりません。引き続き大阪府にもそういうことはお願いしたいなと思っております。石原さんのおっしゃることは理解できるんですけども、予算を組ん

でいただければ、それに合うたことは何ぼでも可能なわけで、何もそんな遠いところから引っ張ってこんでも、この近隣にもそういう業者はおりますので、そういうところへ、事前に、ちゃんと予算も示した、羽数もちゃんとお願ひすれば、それなりの数は確保できると、僕はこう思っております。

【石井部会長】　　ということで、ここは難しい議論なんですけど、とりあえず、だからキジの放鳥に関しては中止という扱いに大阪府ではなっているということですね。それについて、又野委員、よろしいですか、それで。

【又野委員】　　いや、前にお聞きしたときに、放鳥されたキジが環境になかなかなじまないというお話を。

【阪口委員】　　そんなことないんです。ずっと以前は、足環をつけて放して、その足環を持っていただいた記念品みたいな、子供だましみたいなもんやけども、お話しして、どこでとられたかとか、そういう後のことをやっておったんやけど、途中から、あれもせんようになりましてね。

【事務局】　　原因が、金がないということはもちろんなんですけども、地域間交雑もありますし、放鳥することによってどれぐらいの効果があるのかというようなことが、阪口委員おっしゃっていただいたような足環の回収とか、そういうこともひっくるめて検討しないと、やみくもに続けるということもできませんし、そういう効果ですとか、遺伝子のこととか、費用のこととか、いろんなことをひっくるめてちょっと検討をしていかないかんなどということで、現在は中止という形になっております。

【石井部会長】　　よろしいですか。ほかの観点はいかがでしょうか。

【又野委員】　　もう1点だけよろしいですか。

【石井部会長】　　はい、どうぞ。

【又野委員】　　9番目の、傷病鳥獣への対応について云々なんですけど、こういう環境被害の原因になっているものを除くというのは理解できるんですけど、具体的には、シカ、イノシシ、カワウとか……。

【事務局】　　あと、カラスですね。カラスとかドバトも、場合によっては救護しませんと。

【又野委員】　　そういうのは、ここじゃなくていいと思うんですけど、どこかに明記しておくとか、何か歯どめのために明記しておく必要はないでしょうか。「有害鳥獣で殺されている履歴を持つものは」とか、そういうことになるんですかね。

【事務局】 それが、かなりケースで、これも、必ずといいますか、絶対そういうのは対象としませんということではなしに、こちらは「原則として」というのをつけまして、状況によっては救護せざるを得んと、助けられた状況によれば、そういう、本来、有害で駆除するものであっても、子供が持ち込んできたというようなケースで、これはすぐ処分しますとは言いにくいようなケースもあるかと思imasuので、そういうものといいますか、そういうケースによって助ける場合もあるということで、基本的にはこういう考え方だということにしておりますが。

【石井部会長】 よろしいですかね。

【又野委員】 はい。

【石井部会長】 具体的にこちらの案の方にも出ていないわけですよ。

【事務局】 はい。

【又野委員】 出ていないですね。

【石井部会長】 強いて言ったら、10から11に出ている表にあるようなものが原則として入るんですかね。

【事務局】 そうですね、はい。

【石井部会長】 じゃ、これはケース・バイ・ケースということでよろしいですか。

【又野委員】 はい、わかりました。私は以上です。

【石井部会長】 どうもありがとうございます、いろいろとご意見をいただいて。

他はいかがでしょうか。はい、どうぞ。

【笹川委員】 ほんとうに無知な質問で申しわけないんですけども、この諮問内容の中の4番で、捕獲した個体の適切な処分等、安全の確保の観点からいうとここで、狩猟免許を有しない農林業者というのは、私どもは農業で、現実には、アライグマのわなをかけたなり、イノシシが出てきて田んぼをやられたりして、わなというか、そういうたぐいのものを持っているんですよ。だけど、それは、狩猟の免許をもっているとか、そういうことはない人ばかりがやっているわけですよ、農協から、アライグマだったらおりを借りてやるとか、イノシシが出て、田んぼを荒らされているから、ちょっとわなを試してみたり、囲いをしてみたい、いろいろやっているわけですよ。ということは、そういうことは、経験のない者はさわってはいけなし、万が一だけど、プロの人がかけていただいたわなにかかっている、さわってはいけなしということなんですか。一切、だれかがお願いして、やってもらわなきゃならないということになるんですか。

【事務局】 一応、鳥獣法では、免許のない方は捕獲できないと。農林業者が、自分の敷地の中で、囲いわな、囲いわなというのは、天井のない、周りがあるだけのやつですけど、それを使って狩猟期間にやるものについては免許がなくてもいけますよと、そういう規定はありますが、それ以外は一応だめなんです。おっしゃっていただいているアライグマは、これは外来生物法で防除実施計画というものを作っております、その中で、免許がない人にもとれるような仕組みをこさえておりますので。

【笹川委員】 でも、うちの家の庭にもアライグマが来るので、難儀して、農協に言うて、あのおりを借りてやったんですよ。これは、アライグマしかだめ、猫がかかっても、犬がかかっても逃がしてやれと、それはわかるんですけどね。だけど、これを書いてあると、そういうことすら、私たちはさわらずして、プロのお方をお願いしてやってもらうものなのか。

【事務局】 あくまでアライグマだけが法律上別物ということで、この分は、ほんとうにイノシシとか、シカとか、そういう……。

【笹川委員】 イノシシも、この間出て、苗代の苗を運ぶと、何か4つも5つも、二、三軒、箕面のほうなんですけどね。そうすると、やっぱり、おりというか、さくをつくったりなんかして、みんなで走り倒して、追いかけて回してというような追っ払い方をやったりしているんです。

【事務局】 追いかけていただく分は、免許は特に要らないかと思いますが。

【笹川委員】 この前、ちらっと見たら、やっぱり府のお方が見えて、竹で柵をしたり、いろいろ、竹やぶのとこの外回りを囲っておられましたけども、こういう形でいくと、府の見た関係担当者も狩猟免許を持っておられるのかどうかというような部分も。

【事務局】 府の担当者は、大抵、行政目的の許可を持っておりますけど、今、有害の仕組みの話をおっしゃっていただいているかと思いますが、今、有害で被害がある農林家は、市町村へ、被害がありますよと、イノシシをとってほしいという、シカをとってほしいということをお願いいただければ、市町村が主体となって、猟友会にそういう業務を委託されて、それで、そういう希望のあるところに猟友会は行っていただくと、大体そういう仕組みになっていまして。

【笹川委員】 でも、大阪府と書いた車が来て、職員さんだと、村の人たちが、やっぱり囲いをなさったり、何かなさっているから、これはほんとうに単純な、失礼な物の言い方なんですけども、職員さんって、何年かおきにかわられていきますよね、担当を。そう

すると、次にお見えになるお方も、全部そういう資格とか知識を持ったお方がこういうことを担当されるのかどうかいうのも、私の中では……。

【事務局】 一応、鳥獣の、今日も参っております事務所に、それぞれ各事務所に鳥獣担当者がおまして、そういうところにご相談いただければ、適切にアドバイスはさせていただきます。

【阪口委員】 その中に、オレンジ色の帽子とチョッキを着た猟友会の者はありませんでしたか。

【笹川委員】 そのときは、おられませんでしたね。

【阪口委員】 ああ、そうですか。

【事務局】 どちらかという、イメージとして、この部分というのは捕獲の部分で、例えば囲って防除するとか、来ないための柵、囲いわなという言葉が、囲っているというのが、捕まえる方と、単に来ないように囲っている分というのがありますので、どちらかといえば、今、府でやったり地元でやってもらっているというのは、防ぐ方の話で、これの分というのは、もちろん捕まえる方の話なので、捕まえる方は、やっぱり免許を持っていないと危ないという、安全面のことがあって、府では規定するんですけども、今の防除の話は、もちろん、いろんな農業の関係の人とか、いろんな人がやっぱりいろいろと相談しながらやっていくべきやと思いますので、その点は、もちろん全然これでやったらだめというようなものではないと認識していただければと思います。

【笹川委員】 ただ、私は、そのときに、うまいこと捕まえられたら、だれも手を出したらいかんのかなという。

【事務局】 捕獲の部分には、やはり免許を持っていただいている方がやっていただくのが一番安全で。

【笹川委員】 近所の者では、そんな銃器を持っている者はいないけど、たたくとか、言葉は悪いんですけど、何とかいう方法……。

【阪口委員】 それは、やっぱり違反になりますわな。そやから、やっぱり役所の方を通じて、猟友会で従事者証が出ている者にそういう処理をしていただくと。

【事務局】 今、被害が大きいですから、免許なしでもどうにかせえというようなご意見があって、国の指針も、こういうことも一部緩めたようなところがありますけれども、やはり、基本的には、安全に確保するには、免許を持った方がやっていただくというのが大事だと思っております。

【笹川委員】 わかりました。

【石井部会長】 よろしいですか。鳥獣保護法の精神に。

どちらからいきましょうか。じゃ、又野委員。

【又野委員】 私は、ちょっと教えていただきたいことがあったなと思って。

【石井部会長】 ああ、そうですか。じゃ、高柳委員。

【高柳委員】 今回の件についてですけれども、これは国の方で農林業従事者に認めている権利ですよ。つまり、自分の土地に囲いわなをつくって、有害捕獲をして。有害捕獲をした個体を最後、殺す手段がないので、そこら辺で猟友会の方といろいろもめたりというような、いろいろ各地で問題を起こしているのは確かですけれども、一方で、権利として国が認めたものを大阪府として認めないというような形になったときに、実際、京都や滋賀では、既にこういう柵を作っている方もいらっしゃいますし、大阪では、まだ、そういう方がいらっしゃらないのかもしれませんが、そういうような方からすると、何で認められている権利が大阪府では認められないのかというような問題が起きないのかどうか、そこら辺はどうでしょうか。

【事務局】 確かにその辺も検討いたしましたけど、大阪の場合、冒頭のご説明の中でも申し上げましたけど、北海道のような広い、取り逃がしても大丈夫と、少々影響がないというようなケースで、もし取り逃がせば、止め刺しを失敗すれば人身事故につながるような非常に狭い中でやっておりますので、これは、やはり許可で、狩猟期間に限られたことならやむを得んと思いますが、許可をおろす側になりますと、そういう、何をもちて安全性を判断したということになってまいりますので。

【高柳委員】 確かにそういう別問題としてあると思いますけども、実際に、例えば休耕田の上に、5メートル掛ける5メートルで、高さ3メートルの囲いわなの檻をつくってというようなことは、十分考えられる、可能性のあることで、実際そういうような檻を地方では見ることがありますので、そういうようなものというのは、自分の土地であれば、しても構わない、しかも被害に困っていて、府の対策では不十分だと、自衛しようとしているのに、何でそれも認められないのかといったときに、今の安全性というだけでいったときに、さくの構造は、もちろん、不十分なものは認められないというのは、それはわかるんですけれども、そういうような基準を設けることなく、一律に危険であるとするのは、不満のもとになるのではないかなという気がして、そこら辺について、十分対応が可能なかどうかということですけども。

【事務局】 確かにそういうお話は出てこようかと思いますが、ただ、ちょっと前までは、こういうお話が環境省で基本指針の変更が出るまでは、環境省自身も、これからは農家の方も自衛のために免許を一生懸命取ってくださいと、そちらを進めておられまして、府も、施策として、農家の方にとっていただいて、自分で免許を持った方にやっていただく。今それをどんどんやっておりまして、そのために、免許も2回試験をするようになりましたし、実際に免許を、わな免許も取られる農家がどんどん増えてきておられて、今そちらを進めておるところで、こういうのがなしでもやれるという形になれば、今の施策と随分矛盾したような形になってまいりますし、大阪府の場合、許可権限もすべて市町村におろしておりまして、有害対策の許可権限、市町村におろして、市町村が許可の判断をする場合、この基本指針が、鳥獣保護事業計画が判断材料になってきますので、そこで免許を、そういう形のををどんどん認めていくという、非常に難しいと、やはり認めないという形に、これは出さないことには、それぞれの、今のようなお話を各市町村が対応されることになってしまうということもありますのと、施策として、自衛のための免許を取っていただくとして進めてきておることから、認めないということ……。

【高柳委員】 済みません、それじゃ、具体的には、どこにその文言……。ちょっと文言がよく見つからなかったんですけど。

【事務局】 ですので、以前と変えておりません。今までの、こういう認めるという規定を入れていないと。

【高柳委員】 何も書いていないでしょう、これ。

【事務局】 以前のとおり、その部分については改正をしていないと。以前のままだにそこはしております。

【高柳委員】 でも、例えば基本指針、国の方で認めているから、書いていないだけで、要するに、認めないと書いていないから、やってもいいんじゃないかと市町村が判断をするということはないんですか。

【事務局】 それは、基本指針を受けまして、また、有害鳥獣の実施要領というものを、今まで、府が許可権限を持っておりましたときには、府の有害鳥獣捕獲の許可の実施要領を作っておりましたが、それが市町村に移りましたので、市町村はこういう形でやってくださいというひな形を示しておりますが、その中には、ちゃんと免許を持っている者に対して許可を出すということを書いておりますので、今のやり方では、ここに書いていなくても、そういう免許のない方に許可を出すことはないということでもあります。

【高柳委員】 私も、免許を持っている方が捕獲するという方向がいいとは思いますが、  
れども、ただ、鳥獣害が大変激しい被害になっておりますので、そこら辺でトラブルのも  
とにならないようにだけ、5年間という期間は結構長いですから、そこら辺だけ何か十分  
配慮していただければいいかなと思います。

【事務局】 トラブルという面で言いますと、これを許可することで、かえって猟友会  
と、今の仕組みと、猟友会が市町村から受託をしてやっておられるところで、農家が好き  
放題にといいですか、自由に有害をそういう囲いわなでとられるということになりますと、  
今の制度との矛盾の、そちらの方がトラブルは大きいかなと思っております。

【高柳委員】 5年間ありますので、結局、諮問内容をここで口頭で話されるだけで、  
文章にはどこにも載らないということになりますし、今のお話ですと、有害捕獲の実施要  
項みたいなもの話だけということですので、もしかすると、どこかでまた話が出てくる  
可能性もあるのかなと、要するに具体的にこの中に書き込まれているわけではないという  
ことで……。

【事務局】 免許を持っていない者を……。許可対象者はどこはかに書いてあります。

【司会】 資料1-3の12ページになります。

【事務局】 そうですね。

【司会】 ②の許可基準で、1)の許可対象者。

【事務局】 ここですね。②で、有害鳥獣捕獲の許可をする場合は、特別な理由のない  
限り、次の基準によると。許可対象者は、原則として被害者または被害者から依頼された  
者であって、銃器を使用する場合はこうこうと。ウですね、銃器以外の方法による場合は、  
原則として網猟免許またはわな猟免許を所持する者とする。こういう規定はここござ  
います。まだ、これ以上の細かいことは、先ほど申しました要領の中に書き込んでおりま  
す。

【高柳委員】 わかりました。

【石井部会長】 よろしいでしょうか。確かにここは論点の1つで、国の方針と大阪府  
のやつが少しずれるわけで。よろしいですか。

ほかの、じゃ、論点、ございますか。

【鳥居委員】 ちょっと今12ページをたまたま見て気づいたんですけど、イタチという  
のは、種を特定しているんですか。イタチ類ですか。カラスも、カラス類ですか。カラス  
という鳥はいないんです。



【事務局】 この辺は、国の……。

【鳥居委員】 チョウセンイタチあるいはシベリアイタチ、タイリクイタチというのと、ニホンイタチ、カラスも、ハシブトガラス、ハシボソガラスと、いろいろいますから。

【事務局】 国の指針をそのまま使わせていただきましたので。

【鳥居委員】 だから、とりあえず、今、イタチは本来保護されるべき動物であって。場所によっては、イタチの捕獲が禁止されているぐらいのところもあるにもかかわらず、イタチと単純に書かれると、これは非常に困るのではないかなど。

【石井部会長】 これ、環境省の、何かこんなことでも、希少種関係って結構学名までちゃんと書いたりとか、まじめにやっているんですけど、まじめって変ですけど、こういうやって、例えばシカ、イノシシなんかも含めて、正式な和名を使っているわけじゃないんですよ。

【事務局】 そうですね。ここの書き方は、あえて国の指針をそのまま引用させていただきましたので、今、鳥居委員がおっしゃっていただいたのは、国の指針がそう書いているということなんですけれども。

【高柳委員】 大阪府は、一歩進んで。

【事務局】 具体的に書いた方がいいと。

【石井部会長】 それ、できますかね。国のほうはイタチと書いてあるけど、こちらの方は明確に種名を書くという。

【阪口委員】 10ページ、11ページには、カラス類とかイタチ類という表現にはなっていますね。

【事務局】 そうですね。

【鳥居委員】 イタチ類と書いてあるね、ここは。

【阪口委員】 ここではなっていますね。

【鳥居委員】 今はなっているんですか、ホンドイタチというんですか。

(「と、チョウセンイタチです」の声あり)

【事務局】 具体的にそのようにしたほうがよろしい……。

【鳥居委員】 だって、10、11ページと12ページの整合性がとれなくなっているわけでしょう。片一方に類がついていて、片一方についていない。

(「だから、具体的には類をつけた形で」の声あり)

【事務局】 わかりました。

【石井部会長】 重要なご指摘なんですけど、それを始めると結構大変かな。

【鳥居委員】 済みません、気がついちゃったもので。

【石井部会長】 いやいや、ほんとうに。私もそれは気にはなっているんですけど。じゃ、ちょっとご検討いただけますかね。正確な方がいいと思います、私も。

【事務局】 はい、わかりました。

【又野委員】 イタチ類でも、ホンドイタチは保護しないといけないから。

【鳥居委員】 本来はね。でも、人家に入ってきちゃったものはいたし方がないかなど。

【又野委員】 私は、類でいいです。

【鳥居委員】 でも、とっ捕まえたやつは多分殺せないだろうから、もしもそれを市町村に持って、職員が見るんだったら、多分、ほんとうのイタチだったらどこかで放してくれとお願いしたいと思いますけども、それは積極的に府の方がそういう指針をつくっていただければと思います。どこかで放してくれと、内緒で。

【石井部会長】 種名の問題は、少しこの程度で。

【事務局】 はい、わかりました。

【石井部会長】 大阪の方が先へ行ってもいいかもわかりません。

ほか、いかがですか。又野さん、何か言っていましたね。

【又野委員】 いや、先ほどの、捕獲するのが、どこかに書いてあったと思って、個人のおうちの中は、建屋の中だけ勝手にやっついんですか。庭に来たのは免許が要る？ 建物の中だけは……。何かどこかにありましたよね。

【石井部会長】 12ページの許可基準。

【事務局】 小動物の話でございまして、これは、それこそ、イタチ類、アライグマ、ハクビシン、カラス、ドバトといった小動物を住宅の中ですね……。

【又野委員】 建物の中ですね。

【事務局】 建物の中ということで。

【又野委員】 庭じゃなくて。

【事務局】 はい。

【石井部会長】 当該建物内と書いてありますよね。

【又野委員】 庭に来ても、やっぱり免許がなかったらだめ、危ないということですね。はい、わかりました。

【石井部会長】 ほかはよろしいでしょうか。

【高柳委員】 誤字が出ておる……。

【石井部会長】 6 ページですね。

【高柳委員】 鳥獣の種類、5 ページから6 ページにかけて、鳥獣の種類で、希少鳥獣と狩猟鳥獣と一般鳥獣は鳥獣なのに、外来鳥獣だけ「等」がついているのは一体何なのかという。外来だけ、鳥獣保護法だから、外来鳥獣等の「等」は一体何だろうかというのが。

【阪口委員】 えらい違う、これは。

【高柳委員】 ここの3種類は全部ついていないのに、これだけ「等」がついていて。

【事務局】 ちょっとこれも調べさせていただきます。

【高柳委員】 ちょっと考えてしまいましたよ、何なんだろうと。

【事務局】 国の指針では、「等」はございませんね。大阪府だけが入っております。これはちょっと削除させていただきます。

【高柳委員】 ほんとうに鳥と獣だけか。

【石井部会長】 両生類とか爬虫類は入らないんですよ。

【事務局】 入らないです、はい。

【石井部会長】 じゃ、やっぱり「等」はおかしいですね。外来に「等」がついているんですかね、鳥獣じゃなくて。じゃ、ちょっとこれはご検討ください。

【事務局】 はい、わかりました。

【石井部会長】 他はいかがでしょう。今日は、とにかく言いたい放題言っていた方がよくて。

じゃ、大体、意見は出尽くしましたでしょうかね。

【鳥居委員】 基本的に、阪口さんは、イリーガルで柵を作った人が、イノシシがかかっちゃったから殺してくれと言われたら、猟友会は出ませんか。

【阪口委員】 それが、また難しい問題でね。

【鳥居委員】 さっきの話で、ここに免許を有しない農林業者の有害鳥獣捕獲は認めないとあるけども、そんなことを知らずに捕獲しちゃったんだと。

【阪口委員】 だけど、我々でも、狩猟期間外であれば、当然、有害鳥獣の捕獲従事者証というのがなければ殺すこともできません。これを鉄砲で撃つと、3つの罪に問われるんですわ。銃刀法、火取法、狩猟法、この3つの罪に問われて、捕まったら、5年間受けられないと、鉄砲が5年間パーになると。運転免許証みたいに、反則金とか免停というのは

ないんですわ、取り消しなんです、一発。

【鳥居委員】　　ということは、だから、イリーガルに捕まえちゃったやつは、頼まれたら、そいつを猟友会が殺処分したら、罰がこっちに来るんですか。

【事務局】　　いえ、今、少し例外のあるところもありますので、どこの市町村さんも、その市町村の猟友会支部へ年間を通じた有害駆除を出しておられまして、ですので、大抵はその有害駆除の中で、個人のところで捕まってしまったやつも殺処分できると。その仕組みを大事にしたいということで、個人のこういう捕獲はできるだけ認めないようにしていこうとしています。

【阪口委員】　　先生のおっしゃっているのは、多分、いわゆる町中に暴れ込んだやつとか、ちょこちょこ……。

【鳥居委員】　　いや、そうじゃなくて、ここに書いてあるように、免許証を有しない農林業者の捕獲は認めないと書いてあるけども、でも、さっきから高柳さんが言われているように、国の基準ではオーケーになっている、だからといって、例えば僕の友達がどこどこでやっているよと言って、例えば、私の友達が、奈良で、イリーガルじゃなくて、違法じゃなくて、自分の庭でわなをかけて、要するに天井がなければ囲いわなだから構わんと、私も捕まえたよ、でも、よくよく法律を見たら、許可されていないよ。でも、その時に、せっかく捕まったやつを逃がすのはもったいないから、猟友会に頼んだ時に、それはどっちが罪になるのかというのを僕は知りたい。

【事務局】　　今は、罪にならないように、その仕組みの中で猟友会が出向いていただいて、捕獲していただくと。

【鳥居委員】　　そうすると、実質上は、だから、作っちゃったら、作っちゃった者勝ちということになるんだけどね。

【高柳委員】　　作って、捕まえちゃった者勝ちになっちゃうもんね。

【事務局】　　捕まえた方は違法になりますので、そこは、さっき、阪口会長が言われたように、そのやったこと自体が違法にされることになるんですけれども、その措置自体は、もちろん、そのまま置いておくわけにはいかないということで……。

【鳥居委員】　　逃がさないんですよ。

【事務局】　　逃がさないようにするという。それは、できるだけ市町村に出ている有害の範囲の中で対応すると。

【鳥居委員】　　そのときの捕獲しちゃった人というのは、何法の何の違反になるんです

か。鳥獣保護法？

【事務局】 ですから、捕獲したのは、有害の許可を持っている猟友会の方が最初に捕獲した。

【鳥居委員】 だけど、柵の中に入れちゃったという行為は、どこに当たるんですかと、罪は。

【事務局】 ですので、そういう柵はできるだけ……。

【鳥居委員】 いや、そうじゃなくて、やっちゃった場合はどうなるんですかと。だから、例えば大阪はとめても、周りの兵庫だとか、京都だとか、みんな自分の畑で捕まえる分には罪にならないんだと。おれの飲み友達、京都のやつがやっているからって、それを聞いてきたから、おれやったとって、殺そうと思ったら……。

【事務局】 だから、もちろんそれは許可をとっていない状態ということであれば、もちろん、今でも、違法わなで、くくりわなとかで、勝手にかかっているイノシシとか出たときには、もちろんわなを仕かけた人というのは鳥獣保護法違反になるので、それと同じ……。

【鳥居委員】 狩猟法になるんですね。

【事務局】 狩猟法違反ですね。同じです。

【鳥居委員】 どのくらい来るんですか、それは。

【事務局】 違法捕獲ですか。

【鳥居委員】 はい。

【事務局】 100万以下で、1年以下のという。

【古川委員】 ちょっと本題から変わるんやけど、阪口会長、猟銃の免許もらうの、あれは警察が許可するわけやな。

【阪口委員】 公安委員会ですね。

【古川委員】 ああ、公安委員会、まあまあね。あれは、講習はどのくらいかかるんですか。

【阪口委員】 なかなか直接受けていただくと通らないもので、大阪府猟友会では、銃刀法の予備講習、1万円いただいたら、何回受けても通るまで面倒見ますと、1万円ばかりでさせていただいています。

【古川委員】 ほんなら、この農産物、被害ある、これ、同じような免許やったら、とてもとてもやっていない。これは、ほんまは、申請したら、個々にちょっと会うてもろう

て、これでは信用できるぐらいで許可証を与えてもらわんことにはね。それはおれらは知らないですけど、やるのは案外被害ないかしらんけど、JAなんか、これ、大きい被害ありますからね。これ、今、言うように、猟銃を持ってもらえてなかなかいかんということやったら、守れないから、やるかって、やはり、そんな難しい試験、手続して、本日会ってくれて、それで許可してもらって、許可証っていうんですか、それを持ってやれるということにしてもらわんと、そら、やっていけないですよ、これ。

【阪口委員】 以前は簡単にくれたんですけどね、だんだん厳しくなりまして、特に昨年の12月4日から実施されました改正銃刀法には非常に厳しいものがございまして、新たに猟銃を取得するというのは大変なことになっております。我々の会も、どんどん減少の一途をたどっております。

【古川委員】 そうやね。

【高柳委員】 これと同じように、例えば捕まえる目的ではなくて、普通のネットにシカがひっかかってしまうような場合がありますよね。その場合との違いというのを明確にしておかないと、農家の方は、ネットにひっかかったやつは猟友会の人殺しても違法じゃないのに、何でこっちは違法なんだとかいうようなことを。要するに、ネットにかかったやつは、その時点で有害鳥獣捕獲の許可が出ていれば、その許可でとったという話ができるわけですけども、それは、たまたまネットにかかっているのを撃つわけですね、それは捕獲行為ではなくて捕まっているからいいんですけども、そうじゃなくて、自分のところに捕獲用檻を作ってしまうと、それは捕獲行為になるから違法ということになるわけですよ。だから、そこら辺をもう少し整理しておかないと、非常に混乱する可能性がありますので、もう少し慎重に、今、鳥居委員の方からお話があったように、周りの都道府県でみんなやっているとこの話が出てきたときに混乱が生じないようにしていただく必要があると思います。

【事務局】 はい、わかりました。

【阪口委員】 林業さんなんか、ようやられているのは、苗を植えられたら、ずっとシカの対策のネットを張られていますね。あれなんか、僕は非常にいいと思うんですよ。何も捕獲することが目的じゃなく、苗をシカに食われることを防ぐためのネットです。これはええわけです、何の法律違反にも、免許も要らないし、そこへ絡まったものを見つけたら、猟友会へ電話もろって、許可の持っている者が行って撃つと。これは何の違反行為にもなりませんのでね、それは非常に有効やと思います。最近よう張っていますね、下に鎖

通して、下から潜れないようにしてね。あれは有効やと思いますわ。

【古川委員】　　このごろ、イノシシが増えて、田舎へ行ったら、みんなトタンでやって、それやったかって入り込むし、今、ゴルフ場へ行ったら、ゴルフ場、ぼこぼこなって、何やって、イノシシ来て掘った言うんでね。イノシシ、そら、増えて増えて。

【阪口委員】　　そうですね。

【石井部会長】　　大体よろしいでしょうか。

一言で言ったら混乱というキーワードですね、それを招かないようなちょっと整理が必要かなということだと思います。

【事務局】　　はい。

【石井部会長】　　そしたら、1番目の議題の大阪府鳥獣保護事業計画（第11次）については、ただいま出た意見をもとに、事務局の方で、またご検討をお願いいたします。

【事務局】　　はい、わかりました。

【石井部会長】　　そうしましたら、続きまして、2件目ですが、大阪府シカ保護管理計画（第3期）についてということで、まず、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】　　動物愛護畜産課野生動物グループの石井と言います。よろしく願いいたします。座った形でちょっとご説明させていただきます。

それでは、大阪府のシカ保護管理計画のご説明を始めたいと思います。

まず、資料2-2の部分で、計画の概要の部分、ご説明させていただきたいと思います。

計画策定の目的及び背景なんですけど、大阪府では、農林業被害の軽減及びシカの長期にわたる安定的な共存を図るために、平成14年4月から平成19年3月までを第1期、平成19年4月から平成24年3月までを第2期という計画期間とするシカ保護管理計画を策定しまして、有害鳥獣捕獲の実施や防鹿柵の設置、それから生息環境の整備等の被害対策に努めてきたところです。しかしながら、依然として農林業被害は高い水準で推移していることから、引き続き第3期のシカ保護管理計画を策定し、総合的なシカ対策を講じるものです。

次に、内容の前に、今の現状ということで、農林業被害及び捕獲の状況につきまして、後ろのページのところでご説明させていただきます。

まず、シカの農林業被害についてですが、近年、新規植栽の減少した林業につきまして被害量は減少しておりますが、農業被害についてはやや増加傾向が、今、中心になっておる状態です。

それから、2番目の捕獲数の推移につきましては、捕獲数は年々増加しつつありまして、

過去300から400頭程度であったものが、一昨年と昨年は、府内で700頭以上の捕獲が起っておりまして。

次に、シカの生息につきましましては、従来の生息地とされてきました北摂地域だけではなく、南河内や泉州地域でも目撃情報が出てきておりまして、隣接府県からの侵入により分布の拡大が懸念されております。

下の図面、大阪府のエリアがちょっとわかりにくい図面になっていて申しわけないんですけども、もともと……。ちょっと済みません、これ、一番上の薄い色がついているところは、大阪府周辺のシカの生息地市町村になります。済みません、「大阪府の」となっているんですけども、周辺のシカの生息地市町村。それから、濃い部分というのが、従来、北摂の地域ということで、大阪府内でのシカの生息地とされていた部分です。それから、最近、平成19年から22年度の農業関係の実行組合等のアンケートで目撃があるという情報と、それから一般府民からの目撃情報ということで、泉南市、それから泉佐野市や、それから河内長野、それから富田林や河南町の方でも目撃情報が出ているというような状態になっております。

続きまして、資料2-3の方で、シカの保護管理計画の内容の説明をさせていただきたいと思っております。大きく変更項目の部分についてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1番目、第2期計画と第3期計画の比較になりますが、第1、計画策定の目的及び背景につきましましては、農林業の被害の軽減に続いて、最近、車等との衝突事故等も発生しておりますので、この部分、人身事故の防止という項目を追加しております。

それから、2のニホンジカは同じくと。

3番目、計画の期間ということにつきましましては、平成24年4月1日から平成29年3月31日の5年間ということにしております。

それから、4番目、保護管理が行われるべき区域ということにつきましましては、先ほどの目撃情報等からも、今後、北摂の地域以外での分布拡大も懸念されるため、大阪府内全域とさせていただいております。

それから、次に、生息の現状としまして、生息動向の部分につきまして、南部地域での目撃情報の追加をしております。

それから、次に、保護管理の目標には、追加項目としまして、(1)大阪府シカ保護管理計画(第2期)の評価を入れました。それから、2番目、保護管理の目標につきましましては、平成22年度の被害金額及び被害面積の半減、それから、平成22年度の捕獲数(約700頭)以



上の捕獲ということにしております。

それから、7番目、次に、数の調整に関する事項については、第2期計画では1日3頭であった捕獲頭数の制限を撤廃と。ただし、銃猟においては、オスは1頭までとしておりまして、それから、猟期の11月15日から3月15日という1カ月の延長及びくくりわなの制限緩和は継続としております。

それから、8番目の、生息地の保護及び整備に関する事項及び9番目のその他保護管理のために必要な事項につきましては、前期計画と同様となっております。

次の、資料2-4につきましては、計画の案となっておりますので、また、ご確認いただければと思います。

次に、実は、先月、第1回大阪府シカ・イノシシ保護管理検討会の方を行っております。今日出席いただいております阪口委員、それから高柳委員、それから鳥居委員の方も出席いただきまして、その検討会の中で先生方からございました意見と、それから、その対応につきまして、資料2-5の方で記載させていただいております。この点をちょっと読み上げていきます。

まず、計画の生息動向の部分につきまして、推定個体数が現状入っていないという状態なんです。それについては、科学的な計画である保護管理計画では重要であると。それから、少なくとも、計画について、推定個体数の算出についての取り組みを記載して、今後、検討会等で算出した推定個体数をもって議論するべきやというご意見をいただきました。これにつきましては、現時点では正確な推定方法のツールがないということがありまして、今後、研究機関において、推定個体数の算出及びそれに基づく捕獲目標数について検討する旨ということを計画の中に記載しております。

それから、次に、生態系被害につきましては、記載事項の時点が古いことや、箇所が限定されているという指摘がありましたので、全体的な生態系被害の記載の内容で変更しております。

それから、管理目標の部分について、当初は被害金額の半減のみを記載しておったんですが、被害金額の半減というのは、作付をやめた場合でも数字が下がる可能性があるため、それだけの記載では危険という意見もありまして、この部分、被害面積の半減についても目標に追加しております。

それから、次に、数の調整に関する事項につきまして、先程の撤廃と、それから、銃猟においてはオスは1日1頭という部分なんです。この部分、狩猟はオスの捕獲を目的と

しているため、メスを多く捕獲してほしいという府の考えと一致しなくなると。また、一度緩めてしまうと、戻すことができないのではないかということから、捕獲数撤廃の件は反対というご意見がありましたので、この部分、捕獲数の撤廃の項目に、特に銃猟におけるオスの捕獲制限を記載しまして、書き方として、先程ありました、狩猟における1人1日当たりの捕獲数の制限をなくし、無制限とすると。ただし、銃猟においては、オスは1日1頭までとするという記載に変更しております。

全体的な説明はこの辺で。

それから、オスは1日1頭までというときの議論の中で、実は検討会の中でも資料が少し不足しているという指摘がございまして、それを追加資料の方で入れておりますので、その点だけ、ちょっとご説明させていただきます。

実は、シカ・イノシシ検討会の時に追加要望がありました各府県での狩猟における雌雄別の捕獲数がどのような状態になっているかというのをここに入れさせていただいております。この中で、なかなか、各府県さんの集計等もありまして、データが一部、まだそろっていないところもあるんですが、特にこの撤廃関係のことに関連があるところとしまして、兵庫県のデータがございまして、兵庫県は、平成19年まで、1日2頭、オス1頭だったものを平成20年から撤廃ということで、捕獲頭数の制限は入れていないということで、その後の捕獲頭数を出させていただいておるんですけども、兵庫県の場合は、20年度、21年度につきまして、捕獲頭数制限を撤廃しても、比率的には、メスの捕獲割合が増加しているような状態ということでデータをいただいております。今回、また、これらのデータも踏まえまして、本部会におきまして、今、記載している捕獲制限のところについては、また、ご審議いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

シカの部分の説明は以上となります。

【石井部会長】 ありがとうございます。

そしたら、シカの保護管理計画（第3期）の概要、特に、主な変更点と、あわせて、大阪府も出席しておりますシカ・イノシシ保護管理検討会の内容についてもご説明いただきました。

そうしましたら、内容について議論をしたいと思います。お気づきの点、ございましょうか。今回も忌憚のないご意見をいただいて、修正等に反映させられればと思います。いかがでしょうか。

【鳥居委員】 今の発言で、兵庫県はメスの捕獲数が撤廃したら、少しずつ増えている

と言ったけど、こんなのは誤差の範囲だよ、多分。

【事務局】 割合がオスの方にすごい寄るかどうかという部分は、ちょっと見てもらわないといけないかなというので、そのところは、この状態として。

【鳥居委員】 全く変わらなかったということだよ。

【石井部会長】 検定したらどうかということですかね。

【鳥居委員】 だから、捕獲方法も一切加えていないでしょう。銃猟の場合だとか、わな猟だとか、その辺の内容が一切これじゃ見えてこないから、銃猟ではどうだったのか、わな猟だったらどうだったのかというのはわからない、やっぱりこれだとね。今回は、だから、わな猟は、オスがかかるか、メスがかかるかわからないから、制限撤廃、そのかわり、銃は目で見て確認して撃つことができるから、とりあえずオスは1頭だけにしてほしいという、そういう要望なんですよね。阪口さん自身も、猟友会員はみんなとりあえずオスを撃ちたがると、会長さん自身がそういう発言をしていますから、オスメス全部撤廃してしまったら、オスに偏るだろうと。

【石井部会長】 なるほど、その辺が私には全然わからなくて。

【阪口委員】 だから、まず、個体数を減らすには、一番大事なのは予算ですわ。はっきり言いましてお金ですわ。

【鳥居委員】 それはわかる。でも、金の問題以前に、メスを撃つというのが。

【阪口委員】 何ぼやいやい言うたって、お金出したら、やっぱり兵庫県のシカの猟期のすごい効果が上がっていますわね。1頭につき……。もちろん兵庫県在住の者しかあかんのですけどもね。だから、大阪から行っても、いうたら向こうの猟師と一緒にやりますから、そやから、あんたらがとったことにしとき言うて、下の歯を持っていったら、何頭目から何ぼいうて、だんだん増えていくんです。そういうことをやって、かなり効果が出ていますね。

【石井部会長】 狩猟をする場合に、オスとメスがいたら、オスの方を撃つものなんですか。

【阪口委員】 その方によります。おいしいお肉が欲しい方はメスを撃ちます。

【石井部会長】 肉はメスですか。

【阪口委員】 はい。ほんで、トロフィーというて、サンタの輪になったこういう剥製にして、こんなんしたいと、そういう人はオスを撃ちます。オスのお肉は硬いです。おいしくないです。これは、北海道のエゾジカも同じことです。

【石井部会長】 兵庫県の方が撤廃したのは、どうしてですかね。どうしてって、変な聞き方なんですけど。

【事務局】 大阪府もそうなんですけど、たくさん、兵庫は何万頭もとっておられます。とにかく被害がひどいですから、とってくださいという姿勢を、府県の姿勢はとってくださいということを示すのに、今までの制限を撤廃すると、細かい、オスは何頭、メスは何頭とか、そういうことは言わないで、とにかくとってくださいと言うために、無制限ですと、そういう姿勢を示す意味でも、そういう制限を全くつけないということだと思っております。

【高柳委員】 兵庫県の場合は、推定頭数が大幅に変わったんですよ。3倍だったか、すごく増えてしまって、そうすると、これまでのようなとり方では全然だめだということになって、そういうことを知らしめるのには撤廃するしかないという形になったんですが、それでもメスをほんとうはとってほしいんですけども、そういうことを言っているような事態ではなくなるぐらい推定生息頭数が違っているという話になって、とにかくとってくださいということを主張するために、管理する側からすれば、苦渋の選択として撤廃したということになっていますが。

【鳥居委員】 この図ではわからないんです。上の表を見ていただければ、兵庫県の捕獲数というのは、2万とか3万という数字なんですよね。

【高柳委員】 けたが違いますね。

【鳥居委員】 はい。大阪府は、700とか、そういう数字ですから。とにかく兵庫県はとりあえず見たらみんな撃ってしまえという、極端なことを言うと。多分、大阪府はそこまですまんパワーとしていかないんだろうと思うんですね。

【高柳委員】 大阪は、頑張ればほんとうに抑えられるので、うまくやればコントロール可能ですので、ぜひとも頑張っていていただきたいなと思うんですけど。

【阪口委員】 ただ、北摂の方で、いつも言うてるように、京都、兵庫、大阪、同じ日に一斉に有害捕獲をやってくださいと。そうやないと、大阪やったら、京都か兵庫に逃げて、兵庫をやったら、京都、大阪に逃げてくるという、こういうことの繰り返しで、猟友会、ちょっと連絡とり合うて、同じ日にやれば、効果はもっと上がるんじゃないかと。

【高柳委員】 広域連携をやるんでしょう。

【事務局】 今、やっています。北摂と南丹地域ということで、京都、兵庫と、それから北摂の地域が協議会をやっていて、いろんな、今のところは、まず、集まって、意識の

共有の方を徐々に始めていまして、できればそういうことも詰めていきたいなということ  
で話はさせてもらっています。

【高柳委員】 それは、何か記載があったと。

【事務局】 中には、一応、後ろの方に、協議会は……。

【高柳委員】 広域連絡調整ですね。

【事務局】 この部分で、具体的には、その例ということで、今やってもらっていると思  
います。

【高柳委員】 12ページが一番下に書いていますね。

よろしいですか。

【石井部会長】 はい、どうぞ。

【高柳委員】 10ページの、目標を達成するための施策の基本的な考え方で、メスの捕  
獲を推進することが必要であるということの理由が、個体群によるメスの比率が高いとい  
うことを挙げられているんですけども、メスが多いからメスをたくさんとれと言ってい  
るのではなくて、繁殖システムがハーレムなために、オスが1頭でメスが10頭いたら、メ  
スが10頭妊娠してしまっ、結局、増える数は変わらないと。だから、メスをとらないと  
個体数の増加率を抑えることは非常に難しいという、そこら辺がないと、これだと何か多  
い方をとるのかという、そういう間違っ、そのためにメスをとっているのではなくて、  
今、言ったような、繁殖システムの違いがあるので、カモシカのように一夫一婦制であ  
れば、どちらかを殺せば、それで繁殖率は落ちるわけですけども、そうではないとい  
うことをやっぱりちょっと記載していただくほうが、多くの方に施策の理解をよりし  
っかりし  
ていただけるのではないかなと。

【石井部会長】 要するに出産時の性比は一応1対1にしているわけなんですね。

【高柳委員】 1対1です、はい。

【石井部会長】 配偶システムがハーレム型になっている。

【高柳委員】 配偶システムだけじゃなくて、平均寿命もメスの方が長かったりとかし  
て、実際、個体群の比率は6対4から7対3ぐらいでメスが多いんですけども、だから  
メスをとるのではなくて、今、言ったように、オスが幾ら少なくても、メスは全部妊娠  
することが可能になるわけですね、ハーレムをつくりますので、1頭のオスで何頭のメス  
も妊娠させることが可能ですので、ですから、メスをとらない限り、幾らオスをとって  
も…  
…。それが、だからオスシカだけが今まで狩猟されてきて、メスシカが狩猟禁止だった理

由なわけですけれども、ですから、当然メスをとらないと減らないということでメスをとっているんですけれども、これだと、何か多いからとっているような感じに、ちょっと誤解を招きがちなので。

【石井部会長】 だから、記述自身は、実効性比という意味では、メスの寿命が長いから、これはこれで正しいと。

【高柳委員】 はい、正しいです。それは正しいですね。

【石井部会長】 ということで、もうちょっと補わなきゃいけないということですね。

【高柳委員】 はい、そうです。

【鳥居委員】 個体数を急激に減少させるためには、メスを集中的にとらなきゃだめという書き方をすればいいんじゃないかと。

【石井部会長】 じゃ、この辺、ちょっとご考慮をお願いいたします。

他はいかがでしょう。この辺が一番論点かなと私も思っているんですが、他の点はどうでしょう。

【高柳委員】 あと、この前の検討会の中でも問題になったのが、科学的な管理をするためには、やっぱり個体数がわかっていないといけないということで、そこら辺について、4ページのところに、検討を進めるという形で書いてあるんですが、これについて、具体的にできるだけ早く進めていただけるような方法をちょっと考えていただきたいなど、これは議事録に残しておいていただきたいと。

【石井部会長】 はい。ほんとうに悩ましいところですよ。科学的な個体数の推定ということですよ。これ、だれがどのような体制でやるかということを含めて、ちゃんとしっかりやらなきゃいけないのかなと私も思うんですけど。

【鳥居委員】 特に、それで、今、気づいたんだけど、北摂に2カ所の鳥獣保護区があるんだけど、そこというのは、猟期に逃げ込む場所にはなっていない？

【事務局】 大阪の場合、保護区でも有害鳥獣捕獲を十分やっていますので、そういうことにはなっておりません。

【鳥居委員】 だから、鳥獣捕獲区というのは、少なくとも密度調査は。

【事務局】 できるだけ糞粒調査の調査地点なんかは、そういう鳥獣保護区を含めるようにして、狩猟だけでとれないデータをとれる場所がルートには入れるようにしています。

推定個体数につきましては、今、兵庫県さんと、ちょっといろいろ共同で研究所の方が作業をやっておりまして、推定個体数を出すためのシステム、兵庫県さんが先ほど3倍か

4倍にちょっと数字を変えたということで、わりと正確になってきているシステムがありますので、そのシステムに大阪府のデータを今、入れて、何とか、いろんな将来見込みとか、どれぐらいとっていかないと減っていかないとか、そういうものを見れるような、そういうものをつくるのを一緒に、共同でやっております。ただ、なかなか、捕獲数の桁数とか、そういうデータのばらつきがまだあるので、そのあたりをいろいろと修正をかけていますので、また、ある程度形が上がってきた時点で、先生方とかにも見ていただくようなことをまたやっていきたいとは思っております。

【石井部会長】 ぜひともここで報告していただければありがたいかなと思いますけど。

【高柳委員】 計画の4ページの表1の推定生息密度の推移の表が、何かすごくわかりにくくて、推定結果が、例えば区画の方の推定生息数と推定密度と、単なる推定結果の推移というのがあって、後半の推定って、これは一体何なのかというのとか、例えば平成21年度は何も調査をせずに推定しているのかとか、この推定結果というのは一体何なのかというのがちょっとよくわからないんですけど、この表を見ると、表の理解がとても難しいなど。前の方は、区画法で推定したらこんなになりましたというのはわかるんですけど、後ろの方の推定結果というのが、これはだれかが「うーん」と推定したとか、ここら辺がとてもわかりにくいので。

【事務局】 すみません、もう少し説明できるか、もしくはわかりやすいような形で、ちょっと調整を図ります。

【鳥居委員】 12年に推定生息密度が出ていて、生息数が推定されている。それ以前は、推定生息密度が出ているにもかかわらず推定生息数が出ていないという。最終的に、高柳さんが言われたみたいに、18と21年は推定生息密度も出していなくて推定生息数が出ているという。

【高柳委員】 いや、違うんです。前は、区画法でやった生息数と生息密度があるんですよ、2つがね。後半は、わけのわからない、どうやって推定するのかわからない、だれかが念力で推定した。

【鳥居委員】 方法がなくて結果が出ていると。

【高柳委員】 方法が何も載っていないんですよ、これ。

【事務局】 シミュレーションだけをしたということなんですが……。

【事務局】 18年度というか、この12年度以降のところというのは、シム・バンビというシミュレーションソフトで……。

【高柳委員】 ですから、ここへシミュレーションによるとか書いていないと、何の推定なのかがさっぱりわからないので。

【事務局】 わかりました。

【石井部会長】 そうですね、確かに。念力と言われたら困りますから。

【鳥居委員】 1つ気になったのが、どこかで休耕田の面積を縮小させるとか書いてあったけど、第2期の中にそれをどの程度どう進んだのかというのが、2期の評価ってあります？ 前に気がつかなかったもので、ごめんね、今これを見ていて気がついたんだけど。

【事務局】 イノシシの方の計画のときには、耕作放棄地部分のデータというのは入れさせてもらっていて、そっちでは、前の12年から17年という、その分が、今回、22年にかけては、大分そういう減少速度は落としているような状態ではあるんですけども。

【鳥居委員】 2期の方も入れておいた方がいいかなと。

【事務局】 これ、そうですね、シカの方でも、3ページの方に、一応、耕作放棄地の面積を文章だけで表示はしているんですけども。

【鳥居委員】 そうかそうか、済みません。

【石井部会長】 3ページの真ん中ぐらいのところですね。

【事務局】 そうですね。前の時も、シカの分は文章的なものを書いてあったので、今回、ちょっとイノシシの方だけ表が入っているような状態で、そのあたりを。

【高柳委員】 ちょっとこれ、さっきの資料で気になったんですが、2ページの図1で、近隣でシカがすんでいないのが京都府ですよ、これね。京都府、1つありますけど、ほんとうに真っ白なところがありますよね、上の亀岡の隣かな、上かな。

【事務局】 これは、完全に大阪府に隣接している部分、実際のところにくっついてきたところについて全部色塗りをしていたので、ここがそうですね、抜けていますね。

【高柳委員】 ここ、真っ白じゃないですよ。

【事務局】 ええ、これですね。

【高柳委員】 これは間違いです。ここだけ何でシカがいないのかと。

【事務局】 データ上のシステムの中で、大阪府にくっついている部分に隣接する市町村でシカのデータがあるところを全部抽出したら、ここはぎりぎりくっついていないというように認識をしている。何かくっついていないという、線の関係上。済みません、それはデータ上の話なので、きっちり、また、とりあえず確かめます。

【石井部会長】 じゃ、シカの方はよろしいでしょうかね。ちょっと時間も押してきた



ようなので。

そうしましたら、これについてもたくさん意見をいただきましたので、ご検討をお願いいたします。

そしたら、3番目の議題で、大阪府イノシシ保護管理計画（第2期）についてということで、まず、また、事務局からご説明ください。

【事務局】 続きまして、野生動物グループの石井の方からご説明させていただきたいと思えます。

資料につきましては、まず、3-2の方で、計画の概要、特に目的及び背景についてご説明させていただきます。

1番目の目的、背景になりますが、大阪府では、農林業被害の軽減及びイノシシの長期にわたる安定的な共存を図るために、平成19年4月から平成24年3月までを第1期の計画期間とするイノシシ保護管理計画を策定し、有害鳥獣捕獲の実施や防護柵の設置等の被害対策に努めてきたところですが、依然として農林業被害は高い水準で推移しております。ことから、引き続き第2期のイノシシ保護管理計画を策定し、総合的なイノシシ対策を講じるということで考えております。

続きまして、その後ろのページに、先程のシカと同じく、イノシシの農林業被害と捕獲実績等の推移につきまして表示しておりますので、ご説明させていただきたいと思えます。

まず、イノシシの農林業被害についてなんですが、農業被害については、平成21年度は、過去最高の約7,000万円になるなど、現在、増加傾向にあります。それから、捕獲数につきましては、大きく増加しております、5年前には1,500頭程度であったものが、一昨年は2,240頭、昨年は3,711頭の捕獲がありました。

次に、市街地での出沒についての新聞記事をつけております。近年、イノシシが市街地に突発的に出沒する事故が増加しております。昨年度は、大阪府内で数件の市街地へのイノシシの出沒がありまして、うち2件では、けが人も発生しているような状況です。大阪府内でのイノシシというのは、こういう状況になっております。

続きまして、資料3-3を使いまして、イノシシの保護管理計画の内容説明、特に変更項目についてのご説明をさせていただきたいと思えます。これも、上から順番に、1期計画と2期計画の比較でご説明をしていきます。

まず、1、計画策定の目的と背景につきましては、農林業被害の軽減と、それから、先程の出沒記事等にもありますように、人身事故の被害の防止というものを追加してござ

す。

それから、2の保護すべき鳥獣の種類は、イノシシ、同じく。

それから、3番目、計画の期間につきましては、平成24年4月1日から平成29年3月31日の5年間としております。

次に、保護管理が行われるべき区域につきましては、以前は農林業被害の発生または発生が予測される地域としておりましたが、近年の市街地への突発的な出没に対処できるように、区域を大阪府内全域として、変更しております。

生息の現状につきましては、前計画では、北部、中・南部地域に分けて集計しておりましたが、近年、全域に分布してきておりますので、府内全域のデータとして表示しております。

それから、6番目、保護管理の目標としましては、追加項目としまして、1番目、大阪府イノシシ保護管理計画（第1期）の評価を追加しました。また、管理目標につきましては、平成22年度の被害金額及び被害面積の半減、それから、平成22年度の捕獲数約3,700頭以上の捕獲をしております。

次に、7の、数の調整に関する事項につきましては、第1期の計画に引き続きまして、猟期の1カ月延長の継続、11月15日から3月15日。それから、くくりわなの制限緩和を継続する形にしております。

次に、8番目の、生息地の保護及び整備に関する事項につきましては、従来の耕作放棄地、放置竹林の整備、緩衝帯の創出に加えまして、最近のイノシシによる人身被害を防ぐために、市街地出没防止のための河川敷の刈り払い等を加えております。これは、河川敷等が市街地へのイノシシの侵入路となっていると思われるためです。

なお、9番目の、その他、保護管理のために必要な事項につきましては、前計画と同様となっております。

資料3-4につきましては、同じく、計画の案となっておりますので、また、ご確認ください。

それから、すみません、ちょっと戻ってしまうんですが、先ほど配付しておりました資料2-5の方なんですけども、こちらの後ろに、同じく、シカ・イノシシ保護管理検討会で委員の先生方からございましたご意見と、その対応について入れておりますので、すみません、ちょっと戻ってしまうんですけれども、資料2-5の裏のページのところ、イノシシ対策の項目につきましてご説明させていただきます。

まず、捕獲状況につきまして、個体数の増減傾向を見るためのCPU E、ちょっとこれは専門になってしまうんですけども、これは捕獲効率、とれやすさとかとれにくさを表示するものなのですが、この捕獲効率を算出したものが追加するべきだというご意見がありましたので、この部分、銃猟におけるCPU Eの調査結果を計画の中に追加しております。

それから、保護管理の目標のところにつきましては、シカと同じく、面積の半減という部分についても目標として加えております。

イノシシの保護管理計画の関係でのご説明につきましては、以上となります。

【石井部会長】      ありがとうございました。

それでは、イノシシの管理計画の第2期、ご説明あったとおりですけれども、お気づきの点等あったらお願いいたします。いかがでしょうか。

【鳥居委員】      生息の現状、大阪府全域として集計と書いてあるけど、捕獲数から何か、市町村で出ていたよね。

【事務局】      はい。もちろん、データとしては市町村ごとにちゃんと集めております。ただ、表示するときに、全域の話ということで、表示上でということさせてもらっております。

【石井部会長】      他はいかがでしょう。

これ、イノシシも出産時の性比は1対1。

【鳥居委員】      もちろんそうだと思いますね。

【石井部会長】      基本的にはそうですね。寿命なんかは、やっぱりメスのほうが長いとか、そういう？

【鳥居委員】      イノシシは、あんまり調べられていないんですよ、そういうことが。

【石井部会長】      ああ、そうですか。

【鳥居委員】      はい。

【石井部会長】      配偶システムなんかもあまりわからない？

【高柳委員】      多分、乱婚だと思うんです。

【石井部会長】      ああ、乱婚型なんですか。

あと、イノシシは人的な被害が何か出始めていますが、大阪府側の認識としては、河川敷を利用して市街地まで出てきているというパターンを想定しますけど、大体それで正しいんですか。

【高柳委員】      多分そうだと思います。

【石井部会長】 それを対策に入れるということですね。

ただ、河川の話になると、環境農林水産の話じゃないという。

【事務局】 そうですね。これから河川管理者と協議をしていくようになります。

【石井部会長】 そうですね。

【鳥居委員】 何か言わなきゃいけないことがあったんだけど、忘れちゃった。

【石井部会長】 ほかの論点で結構ですので。

【鳥居委員】 2期の時のあれで、1カ月延長していますじゃないですか。1カ月延長した効果というのは、どこかに表現されている？ シカもそうだったんだろうけど。

【石井部会長】 ただ、イノシシは、前回は第1期なんですよ。

【事務局】 そうです。第1期で、保護管理計画、イノシシの検討会の中では、猟期の延長をしたところの1カ月の部分というのを出して、確かにそこでも資料をみんなやってくれと。

【鳥居委員】 だったよね。それをくれというのは確認されている？

【事務局】 ええ。それは、一応そういう資料はさしてもらって。

【鳥居委員】 出していたよね。そうすると、だから、これはイノシシの中の第2期に行くんだから、第1期の評価というのがやっぱりどこかで出てこなきゃいけないから。

【事務局】 ここに出ていますか。

【鳥居委員】 どこにある？ 先ほど、シカの場合は、第2期の評価という言葉……。

【高柳委員】 12ページが一番下に。

【鳥居委員】 これは、だから……。

【事務局】 倍以上に捕獲頭数になったと。

【鳥居委員】 なったというけども、それが、だから1カ月延ばした分がどのぐらいこれに寄与しているかというのが、やっぱり評価を入れるべきだと思うんですよ。シカでも、やっぱり同じだった。

【事務局】 シカでも、そうですね、延長の分がみんなデータを使ってくれているということ。

【鳥居委員】 それでやっぱり評価しておくべきだと思うんですよ。努力して1カ月延ばしたということなんだから、延ばしてよかったという形でやっぱりしておかなきゃいけないだろうと思うんですよ。それは、多分、大阪府の努力ということになるんだから。

【石井部会長】 本来2月までのを3月まで延ばしたと。1カ月の間どういう効果があ

ったのかというのを明記した方がいいということですね。統計としては出せるわけですね。

【鳥居委員】 出ているんですよ。検討会では出ているんだけど、文章に出てこないから、これはもったいないから。

【石井部会長】 資料3-2の裏で、農業被害金額って7,000万と言っていましたけど、これは何ですかね、特に高額な農作物に対する被害があるからこうなるんですか、面積的にはそれほどでもないかなと思うんですが。

【事務局】 被害を精査するようになってまいりまして、今まであんまり表にあらわれなかったものがきちっと拾い出せてきたということだと思うんですが。

【事務局】 計画の方の10ページのところに、割合では、ちょっと済みません、「差し替え」という言葉が入っているので見えにくいんですけども、21年度の被害の種類ということで入れさせていただいているんですが、大部分、半分ぐらいまでは水稻ということで、やっぱり水稻の面積とかがある程度、割合としては、やっぱり金額が伸びても水稻が半分ぐらいを占めているということなので、そっちの方、全体的にはそういうものがより被害も大きくなっているという。

【石井部会長】 主にこれは水田の被害でもって高額になってしまうと。人的な被害のほうは、金銭的には出てこないわけですね。

【事務局】 出てきませんね。これは、集団登下校とか、そういうことも入れますと、すごい経費がかかっておると思うんですが。

【又野委員】 済みません、ちょっと教えていただきたいんですけど、市街地にやってくるのを防ぐために河川敷の刈り払いという意味がちょっとよくわからないんですけど、これは根っこを食べるのを防止する、それとも隠れるのを防止する、何で草刈りが必要なのか、ちょっと理解できない。

【鳥居委員】 彼らも、昼間はのんびりするところが、隠れる場所がとりあえず必要なのと、やっぱり道路を歩いてくるよりも、隠れながらこうやって河川敷を動いてくるという方が、多分、楽なんだろうと思うんだよね。

【事務局】 今回、実は、泉南市さんのところで出た分とか富田林で出た分で、石川とか河川の方を猟友会さんの支部の方とか、ご協力いただいて、実際に現場を見てもらったから、山からずっと川の途中に寝るためのそういう寝場所とかをつくったりしながらずっとおりてきて、例えば富田林市さんのところ、石川なんかでは、ほんとうにスポーツ公園として管理されたところの際ぐらいから、横に、市街地の方にぼっと出てきているので、や

っぱりそういう場所をずっとおりてきて、戻れんままに出てきたものが瞬間的に外へ出てしまったのかなという、現地を見ていると、そういう状態があります。

【事務局】 急に町中に出たのは、どこから出てきておったんやというのは、いろいろ猟友会のご協力を得て探し回りましたが、やはり河川敷を伝って、隠れながら来て、いつも河川敷におったんやろうと、それが突然町中へ飛び出たという状況かなと。

【鳥居委員】 農業被害を防ぐためにも、山があつて、農地があるんだけど、その途中にやぶがいっぱいあると。そのやぶの中から出てきて、夜、畑に来るから、そのやぶの部分を刈り払うというのが……。

【又野委員】 緩衝地帯をつくって。

【鳥居委員】 そう。それをなくしてしまうという。要するに姿を見られるということになりますから、それをなくすというのがイノシシ被害対策のためはかなり有効です。ところどころでやっているんですよね。それを刈り払うことによって、行動圏が変わったりという報告がある。

【阪口委員】 明るいところは、絶対走りません。シカは走るけど、シシは暗いところ、暗いところばかり逃げます。犬をかけても、必ず。

【高柳委員】 ツキノワグマでも河川敷に出てくるという話がありまして、ですから、野生動物の被害を減らすために、河川敷を刈り払うというのはいいんですけども、逆に河川敷が重要な鳥の生息地になっていたりする場合がありますので、実際、ですから、出てくるようになっているのは、個体数が増えているということも一方で原因がありますので、一方的にこれだけでやるのではなくて、様々なことを組み合わせていくことが重要で、刈り払えばすべてオーケーではないということは十分認識しておくことが必要だなと思います。

【又野委員】 はい、よくわかりました。

【阪口委員】 昔みたいにすみ分けができていない。

【又野委員】 そういうことですね。

【阪口委員】 昔は、もっと山の高いところにおったんや。いわゆる、俗に言う里山いうところが、今はもう荒れ放題で、僕ら子供のころやったらシバ拾うてこいというて、シバで飯炊いたり、ふろ炊いたりしたけども、今は、山の方へ行ってもぱちんとプロパンガスでっしゃろう。だれも里に近い山のとこのシバをとりに入れへんわけです。それは、いうたらうっそうとしたるわけ。そこらが、彼らの、今、庭になってしもうたるわけです。そ

やから、近いわけですよ。一歩出たら、前は畑やと。そういうところに、今、住んでおるからね。えさ場が近うて、だれも人間、来えへんし。

【又野委員】 いいですね。

【阪口委員】 彼らにとったら、ええ条件をつくっているわけです。それは人間が作ったんです、それはね。

【又野委員】 はい、ありがとうございます。

【事務局】 多自然型工法って河川整備を進めてきたのとどう調整するのというような話が河川管理者の方からはいただいておりますけど、全面的に刈り払うというようなことではなしに、けもの道となっておるようなところをふさいでいくと、入れないようにすると。

【高柳委員】 まず、河川に入るところが一番重要ですので、そこを遮断するというところから、まず入るといふことになると思います。

【石井部会長】 具体的に言うとうどうなりますかね、河川に入るところというのは。

【高柳委員】 ですから、市街があつて、山があつて、河川があつて、山から入つてきて、こう行くわけですから、ここの部分ですよ、入っていく最初の部分をシャットアウトすれば、ここまで全部刈らなくても、要するに、入ってくるからって、ここを全部刈るのではなくて、最初に入ってくる部分をしっかりキープすれば、こちらの方は大丈夫だと。人身事故を防ぐという意味では、ここを刈るよりは、この最初に入ってくる部分を刈るといふことがとても大事で。

【石井部会長】 わかりました。それは鳥にとってもいいかもしれませんね。

ほかはどうでしょう、大体、議論は出尽くしたですかね。

【高柳委員】 出尽くしているんですけど、私、今、気づいて、実は、シカとの関係が、私が言ったこともあつて、7ページに、CPU Eの、先ほど、ちょっと説明の図があつて、出てきているんですが、実はこれを出した、シカと比較しようと思つて、シカの方を見たら、シカの方に、ちょっと戻つて申しわけないんですが、6ページにCPU Eが載っているんですが、検討会のときの資料では、猟期のCPU Eが載っていて、これはシカの場合、確実に上がっていたんですけども、こっちは何か有害捕獲のCPU Eで、全然変化していないんですよ。これ、シカと比較……。シカは、何でここで能勢町の有害捕獲のCPU Eが載っているのか、ちょっと僕は理解できないんですが、やはりこれも府全域の……。検討会の資料では、府全域の銃猟のCPU Eが載っていたのに、何でここは載っていない

のかなと思って。

【石井部会長】 シカが北摂しかいないからですか。

【事務局】 すみません、ここが第2期の時から使っていた能勢町の、ようは1つの町である程度安定して100ぐらいとっているようなところで、安定したデータがとれているとこということで、ずっと使っていたものを表記していましたので、ちょっとそこはもう1回、データとしては確かに先生の言われるようにうちの方でもとっている分があるので、ちょっとそこはもう1回見直させて……。

【高柳委員】 というのは、検討会の時に、猟期のCPU Eがシカは確実に上がっているんで、増えていて、要するに、どんどんとっているけど、それ以上にシカが増えているので、とってもとってとも増えているということを示しているから、どんどんとりましょうでいいけど、イノシシの場合は、CPU Eを見ていると減っているから、このままいってほんとうに大丈夫なんですかという心配がありますよという話をちょっとさせていただいて、これを載らせてくださいという話をしたんですけども、今それを説明しようと思ったら、シカの方が何かそれに対応していなかったんで、そこら辺がもう少しわかるように。シカはほんとうに、とってもとってとも、今はまだ増えている状況であるというのがCPU Eからも言えるのに、イノシシの場合は、3,700とり続けるということがほんとうにできるかどうかわからないですよという話をちょっとしようと思っていたんですが、ちょっとそうになっていなかったんで、そこら辺だけちょっとお願いします。

【石井部会長】 ちょっとご検討いただけますかね。CPU Eでしたっけ、これは、捕獲努力当たりの密度みたいな感じになるんでしょうね。

【高柳委員】 そうですね、Catch Per Unit Effort、単位努力量当たりの。

【石井部会長】 だから、シカが密度が薄いところなんかをデータに入れちゃうと、データは狂うわけですよ。

【高柳委員】 そうですね。だから、有害捕獲というのが一定のことでやっていないわけで、被害が起きた時にやればどんととれるけど、被害があんまりないけれども、一定うろろしているのとれないとか、同じ被害でも、被害の程度によって違ってきますので、有害捕獲よりは、猟期の安定した出方をしているところでのCPU Eの方がいいと思いますので。

【石井部会長】 じゃ、この辺もご検討をお願いします。

他はいかがでしょうか。



そうしましたら、このイノシシの保護管理計画（第2期）についても、ただいまの意見を踏まえて、また修正等お願いしたいと思います。

用意した議題はそうなのですが、4番目に、その他の連絡事項ということで、スケジュールだったと思いますが。

**【事務局】** そうしましたら、資料4で、今後のスケジュールにつきまして、特に今回の3計画の部分につきまして、資料のスケジュールでご説明させていただきます。

第11次鳥獣保護事業計画につきましては、本日いただいたご意見を踏まえまして、修正を行った上で、9月に第2回目の野生生物部会を開催し、ご審議いただく予定です。それから、その後に、広く意見をいただくということで、パブリックコメントの方を実施いたします。それから、そのパブリックコメントの結果を受けて、最終案を作成し、現在の予定では、12月に開催予定の第3回目の野生生物部会で答申をいただくように進めていきたいと考えております。

次に、シカ保護管理計画及びイノシシ保護管理計画につきましては、今回いただいたご意見等を踏まえて、修正を行った後、再度、シカ・イノシシ保護管理検討会にてご検討いただく予定です。これは、8月末に。今、8月30日に設定しておりますので、また、阪口委員と鳥居委員、それから高柳委員の方にはお願いしたいと思います。検討させていただいた結果を第11次鳥獣保護事業計画と同じく、9月の第2回目の野生生物部会にて審議いただく予定です。

その後につきましては、現時点では、鳥獣保護法に基づきまして公聴会を開催しまして、利害関係人より意見を聴取し、最終案を作成し、第11次鳥獣保護事業計画と同じく、12月に開催予定の野生生物部会で答申をいただくよう進める予定です。ただ、現在、国会の方で審議されております第2次地方分権一括法案というのがありますと、こちらが施行されますと、実は法で定められている公聴会の開催という規定がなくなってしまいますので、その場合は、先程の鳥獣保護事業計画と同じく、一般の方からの意見を聞く場としてパブリックコメントの方を実施しまして、意見の聴取を行う予定です。

これら全部の一連の手続を踏まえた上で、平成24年3月には計画の公表をさせていただきますと、環境大臣への報告を行いまして、4月より計画を実施したいと考えております。

ご説明の方は以上となります。

**【石井部会長】** ありがとうございます。

ということで、今後のスケジュールなんですけれども、ご意見、ご質問、ございませ

うか。

いつものことながら、環境省がもたもたして、野球で言ったらヒットエンドランみたいな形になっていきますけど、私自身が、先週、野生生物部会、環境省の方に出て、一応、確定した事になっていますので、大丈夫だとは思っていますが、変更があったら、ちょっとまた動きがあるかもしれません。

スケジュール、よろしいですかね。

では、今のような形で4月1日発足を目指していきたいと思います。どうもありがとうございました。

この機会ですので、その他ということで、委員の皆さんから何かございましょうか。

ないようでしたら、事務局の方にお返しいたします。

【司会】 委員の皆様方には、熱心にご審議いただきましてありがとうございます。次の部会では、最終案に近い計画案について議論いただきたいと思っております。なるべく早く各委員のお手元にお届けし、事前に意見をお聞きしながら、可能な限り事前調整をしていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、これで本日の会議を終了させていただきます。長時間どうもありがとうございました。

(午後4時55分 閉会)

— 了 —